

新国立競技場新営工事の調達実施方針策定及び 技術提案等審査委員会の検討経緯について

1. 委員会設置の背景

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、新国立競技場の整備に当たって、開閉式遮音装置や可動スタンド等の技術的難易度が高く設計者のみでは仕様の確定が難しい工事に対応するためには、早い段階から施工会社の高度な技術力やノウハウを効果的に実施設計に反映させる必要があると判断し、その調達の実施方針の策定及び企業選定における技術提案等に係る専門的かつ公正な審議を行うため、新国立競技場新営工事の調達実施方針策定及び技術提案等審査委員会（以下「委員会」という。平成 26 年 7 月 7 日センター理事長決定。）を設置した。

2. 委員会の審議事項

委員会は、新国立競技場新営工事の調達に関して、平成 27 年 7 月 17 日までの間に、次の事項に関する審議、確認等を行った。

- (1) 調達の実施方針及びそれに関連する事項に関すること。
- (2) 企業の選定に関すること。
- (3) 企業選定における技術提案等の評価に関すること。
- (4) 優先交渉権者の選定及びその順位決定方法等に関すること。
- (5) 優先交渉権者による施工方法の提案の確認及び価格交渉[※]に関すること。
- (6) 予定価格の作成に関すること。
- (7) 企業選定における技術提案審査に係る概要の公表に関すること。

※ 事務手続きのプロセスを審議する委員会であるため、契約金額の妥当性については審議対象外（契約金額の妥当性については J S C の契約審議委員会が所掌している。）

3. 技術審査委員会の設置

センターは、企業選定における技術提案の具体的な評価・審査（上記 2（4）から（6）に関する事項）を専門的な知見に基づき行うため、委員会の下に学識経験者で構成する技術審査委員会を設置した。

技術審査委員会は審査の結果を委員会に報告することとした。

4. 委員

【委員会】（平成26年7月7日設置）

- | | |
|---------------------------|--------|
| ・東京大学教授 | ◎小澤 一雅 |
| ・国土交通省土地・建設産業局建設業課長 | 北村 知久 |
| ・文部科学省大臣官房文教施設企画部技術参事官 | 新保 幸一 |
| ・国土交通省大臣官房技術調査課長 | 田村 秀夫 |
| ・弁護士 | 前田 博 |
| ・東京大学教授 | ●野城 智也 |
| ・東京工業大学名誉教授 | 和田 章 |
| | （50音順） |
| ・日本スポーツ振興センター理事（新国立競技場担当） | 鬼澤 佳弘 |

※◎は委員長、●は委員長代理を示す。

【技術審査委員会】（平成26年9月10日設置）

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ・千葉大学名誉教授 | 安藤 正雄 |
| 専門分野：構工法計画、建築生産、プロジェクト・マネジメント | |
| ・東京農工大学教授（工学部機械システム工学科） | 鎌田 崇義 |
| 専門分野：振動制御、機械力学・制御、社会システム工学・安全システム | |
| ・東京理科大学教授（工学部第二工学部建築学科） | 河野 守 |
| 専門分野：耐震設計、耐火設計、構造信頼性 | |
| ・東京大学教授（大学院工学系研究科建築学専攻） | 野口 貴文 |
| 専門分野：建築材料学、耐久設計、維持保全設計、建築防火工学 | |
| ・千葉大学准教授（大学院工学研究科建築・都市科学専攻） | 平島 岳夫 |
| 専門分野：建築構造、火災 | |
| ・東京大学教授（生産技術研究所） | ●野城 智也 |
| 専門分野：プロジェクト・マネジメント | |
| ・東京工業大学名誉教授 | ◎和田 章 |
| 専門分野：建築構造、構造設計 | |

（50音順）

※◎は委員長、●は副委員長を示す。

5. 審議の概要

【第1回委員会】（平成26年7月8日）

① 調達の実施方針について

新国立競技場新営工事の調達の実施方針について審議を行った。公募型プロポーザル方式により選定された優先交渉権者から技術提案を求め、実施設計段階において工法等の協議を行い、仕様を確定させたうえで工事請負契約

を行う方式を採用することとし、調達の実施方針骨子を了承した。

また、企業選定における技術提案書の評価項目及び評価の視点について議論した。

(委員からの主な意見等)

- ・設計者と施工者間の調整は発注者（JSC）が行うこととすべき。
- ・設計者は、基本設計に固執せず柔軟に協力するよう、発注者から説明しておく必要がある。
- ・2工区を進めていく上では、他工区と協力して取り組む姿勢が重要である。

② 公示について

公募型プロポーザルの公示（案）について審議を行った。本調達方法の実施に当たっては、技術協力段階（実施設計段階）から工事施工段階までの一貫性が重要であることを考慮して、技術協力業務及び工事施工の担当技術者を同一人物とすることとし、公示（案）を了承した。

【第2回委員会】（平成26年7月24日）

① 公示における配付資料について

公示の配付資料について、審議を行った。

(委員からの主な意見等)

- ・実施設計では、専門工事会社の協力が不可欠となるため、技術協力業務においてどのようなパッケージ（施工体制・生産システム）にするかについて、技術協力者から提示してもらうのが良い。
- ・工区間協定書については、施工者間のみでの協定書ではなく、発注者や設計者も対象となるため、パートナーリング協定書と位置付けるべき。また、パートナーリング協定書には、「目標工期・目標金額に収めることを目指して、全員が協力して取り組む」と記述した方が、調整が円滑に進むのではないかと。

② 評価項目、評価基準、配点等について

企業選定における技術提案書に対する評価項目、評価基準、配点等について審議を行った。

(委員からの主な意見等)

- ・評価項目は、提案の良し悪しを明確に点数で表せるよう1項目あたりの配点が全体の1割程度以上となるように、10項目程度にまとめた方が良い。
- ・「工事費削減の手法」の項目は、コスト管理能力を評価できるようにした上で、配点を大きくしたほうが良い。
- ・技術提案がスペック競争に陥らないように、発注者が目標金額及び目標工期の範囲内で実現可能な提案を求めていることが分かるように、記述した方が良い。

- ・発注者が何を重視しているのかが分かる配点とするべきである。
- ・説明書に調達の目的（目標金額・目標工期に収めること）を記述する必要がある。

【第1回、第2回技術審査委員会】（平成26年10月16日、17日）

○競争参加者へのヒアリングと審査

スタンド工区及び屋根工区の競争参加者から、それぞれの技術提案についてヒアリングを実施した。

各技術分野を専門とする学識経験者7名からなる技術審査委員が、スタンド工区及び屋根工区の配置予定技術者等から競争参加者名等を伏された技術提案書に基づきヒアリングを実施し、業務の実施方針、課題等について審査を行った。

審査結果は、評価項目ごとに各技術審査委員の評価点の平均を算出し、評価点の合計点が最も高い者から順位を付けて取りまとめた。

【第3回委員会】（平成26年10月24日）

○技術提案書等の審査結果について

技術審査委員会委員長の和田委員、副委員長の野城委員から、技術提案書等の審査結果についての報告がなされ、スタンド工区については、A, B, C 3者のうちB者、屋根工区については、A, B 2者のうちB者を優先交渉権者として選定することについて了承した。

また、審査結果の公表について審議を行い、文章を一部修正の上、公表することとした。

（審査結果は、センターホームページ>調達情報>落札・結果情報 に公表）

【第3回技術審査委員会】（平成27年5月29日）

○技術協力業務の進捗状況について（報告）

事務局からスタンド工区及び屋根工区の技術協力者からの技術提案内容についての説明を行った。

（委員からの主な意見等）

- ・技術協力者を選定する際に、工期についてもヒアリングを含む審査を行った。これまで半年ほど時間をかけて協議したにも関わらず、報道では工期が間に合わないとされている。スタンド工区、屋根工区の技術協力者の提案に、工期内に完成できる代替案はないのか。
- ・技術提案の審査をした際に、工期に関する屋根工区・スタンド工区の技術提案者の評価は非常に高かった。発注者側が責任と意思を持って誘導的に交渉していかなければならない。2者が選ばれたのは、工期が守れるから

だと考えている。技術協力者に対し、工期を守ることが絶対であるということをもっと認識してもらわなければならない。

- ・工期、工程を、今の段階で出来るだけ最後を詰めようという考えだけでは、時間的に難しいのではないのか。工事が始まってからも、何らかの創意工夫が双方、各方面から出てくるような努力をすべき。
- ・技術協力者は、東京支店だけでなく、会社を上げて労務者の山積みを検討して、工期の短縮をすべき。
- ・技術協力者を呼んで議論した方がよいということであれば、技術審査委員会を臨時に開けばよいと考える。

【第4回委員会】（平成27年6月9日）

○技術協力業務の進捗状況について（報告）

事務局から、技術協力業務のスケジュール、スタンド工区及び屋根工区の技術協力者からの技術提案内容、工事工程、工期短縮のための設計変更及び後送り事項についての説明を行った。

（委員からの主な意見等）

- ・工期短縮のための設計変更については、そのプロセスを国民に丁寧に説明するべき。
- ・高度な施工のノウハウを持つ者を工程検討の初期段階から参画させることにより、一般的な建設工事であれば工事契約後や施工中に判明すると考えられる諸問題が、工事契約前の段階で顕在化した。いつか必ず発生する諸問題を事前に把握して、発注者、設計者及び技術協力者が協力して解決していくことが、今回の手続きのメリット。
- ・今後の価格交渉については、工事費の中で最も割合の大きい項目から縮減を図ると効果が高い。
- ・材料の海外調達等も視野に入れるべき。

【第5回委員会】（平成27年6月30日）

① 施工方法の確認及び価格交渉について（報告）

事務局から、技術協力者が作成した工事段階毎の施工計画を説明し、その内容について確認した。

② 予定価格の作成について（報告）

事務局からスタンド工区の第1契約の概要説明を行い、予定価格の作成方針、作成基準、数量の算出、単価の作成方法について説明を行い、その内容について確認した。

【第4回技術審査委員会】（平成27年7月10日）

スタンド工区、屋根工区の技術協力者から技術審査委員会に対して、それぞれの施工計画や工事工程、技術協力業務において採用した技術提案の内容、工期短縮の検討内容、両工区の調整内容等について説明を行った。

(技術協力者との意見交換等)

①屋根工区

委員からの「本方式についてメリットはあったか」という質問に対して、技術協力者からは、基本設計が固まった段階で参加できれば、もう少し検討できたかもしれないが、工期とコストについて協議を重ねながら仕様確定させることができるので、非常に良い方式だと思うという回答があった。

委員からの「工区を分けなければ、より工事を合理化して出来るところはあったのか」という質問に対して、技術協力者からは、今は両社が施工計画をすり合わせて合理化しており、むしろ、工区が分割されていることで、調達リスクが分散されているとの説明があった。

③スタンド工区

委員からの「技術提案書の審査時のヒアリングでは建設市況や設計の未確定事項がリスクとなるとのことだったが、現状はどうか」という質問に対して、技術協力者からは、労務と建設資材等がリスクである状況は全く変わらないという回答があった。

委員からの「工区を2分割としたことでうまく調整できないことはあるか」という質問に対して、技術協力者からは、屋根工区の施工予定者と施工の考え方を突き合わせて、配置する重機の効率化を図り、屋根工区の施工者が早く乗り込めるよう工事手順を考慮するなど、調整できているという回答があった。

また、委員からは、テナント等工事（B工事・C工事）について、どういう事柄をいつまでに決めてもらわないと対応出来ないということを、競技団体に伝え、その内容を施工者、発注者、発注者支援者等で共有することが必要との意見があった。

6. 国立競技場改築計画の白紙撤回（平成27年7月17日）

安倍内閣総理大臣の国立競技場改築計画をゼロベースで見直すとの発表を受け、委員会及び技術審査委員会は、この検討経緯の公表をもって解散することとした。

平成27年11月16日